

2019年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について【保険課】

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

令和元年度において、低所得者段階1から3段階については、公費により保険料軽減を図っています。保険料率（第1段階：0.375 第2段階0.505 第3段階0.675）

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

利用料についての減免制度は行っておりません。

★(2)介護保険利用について【保険課】

①介護保険利用の相談窓口には専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

高齢者・介護係員全員が知識（ケアマネジャー有資格者2名在籍）をもって要介護認定申請の案内を行っています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

制限はしていません。

(3)基盤整備について【保険課】

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

第7次介護保険事業計画において、2市1町で特別養護老人ホームを整備を進めています。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

特例入所については、必要に応じて対応していきます。

★(4)総合事業について【保険課】

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

総合事業は、ご本人と相談して、現行相当サービスが必要な方には一方向的な押し付けや、期間を区切った卒業をせず、継続した利用ができるようにしています。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

総合事業費は、第7次介護保険事業計画において必要な財源を確保しています。

(5)高齢者福祉施策の充実について【保険課】

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

住民主体サロン活動に対して助成を行っています。

- ②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

平成30年度より介護支援ボランティア事業を実施し、高齢者の閉じこもり予防や、生きがい活動の支援をしています。また、住民主体サロンへの音楽療法士や健康運動指導者を派遣し、活動を支援しています。

- ③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

住宅改修、福祉用具購入の受領委任払い制度を実施しています。高額介護サービス費の受領委任払いの実施については、サービス事業所の過誤請求による取り下げ等により決定額が変更になる場合もあることから行っていません。

★(6)介護人材確保について【保険課】

- ①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

事業所から相談があった場合は、人材派遣など支援します。

- ②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

実施予定はありません。

- ③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

実施予定はありません。

★(7)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。【税務課】

所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条、第7条の15の7、第46条及び第48条の7の規定、豊山町障害者控除対象者認定実施要領に基づき、要介護1以上の方を障害者控除の対象としています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。【保険課】

すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を郵送しています。

2. 国保の改善について【保険課】

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

所得激減世帯に対しては前年所得200万円以下を減免対象としています。また低所得世帯については軽減制度を設けています。しかし、毎年度、医療費に対する国保税等の収入が大きく不足し、その不足分を一般会計から繰り入れている現状を考えると国保税を引き下げることや法定外繰入額の増額は困難だと考えます。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

18歳未満の子どもを均等割の対象外とすることは困難です。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

現状制度を維持します。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

資格証明書は現在、発行していません。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

滞納がある世帯には、納税相談の機会を設け、生活実態を勘案しながら対応していきます。差押えは悪質な滞納者に対する最終的な手段と考えています。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

一部負担金の減免制度について活用できる水準と考えています。また、町発行の「暮らしの便利帳」にて周知しています。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

簡素化できるところは行っています。申請については変更する予定はありません。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など【税務課】

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

滞納処分(差押)及び納税緩和措置等については、面談を実施するとともに、国税徴収法及び地方税法等の規定に基づき対応しています。

4. 生活保護について【福祉課】

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応しています。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

現在の職員体制で十分に対応できていると認識しています。職員研修においては、県社会福祉協議会等が主催する研修会を活用しながら、知識や技術の取得に努めています。

- ③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方向的に求めないでください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応しています。

- ④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応しています。

- ★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応しています。

5. 福祉医療制度について【保険課・福祉課】

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

県内市町村の中でも高水準を維持していると考えます。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

現行の制度(入院・通院とも中学校3年生まで)は、一定の到達点と考えます。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している方には、一般の病気も対象としています。

- ④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

現在のところ、実施する考えはありません。

6. 子育て支援について【福祉課・学校教育課】

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

現在のところ、実施する考えはありません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

現在のところ、実施する考えはありません。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。【学校教育課】

就学援助制度の生活保護基準額を見直す予定はなく、1.2倍で実施します。年度途中の申請については、広報により周知しており、転入学者には学校教育課及び学校を通じて申請書類一式を配布しています。入学準備金(新入学児童生徒学用品費)については、平成31年度就学予定者から実施し、大半を新学期開始前に支給しました。今年度も同様の日程を予定しています。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。【学校教育課】

本町では豊山小学校に放課後子ども教室を設置し、学校活動終了後の子どもの居場所づくりに努めています。また、町内のNPO法人が実施している「こども食堂」について、継続的に後援を行っています。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。【学校教育課】

現在のところ、無償化する考えはありません。

(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。【福祉課】

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

認可保育所の整備・増設については、現在のところ、実施する考えはありません。保育士資格の有資格者確保については、保育士資格取得費用の補助制度を実施しています。

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

現在のところ、実施する考えはありません。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

給食費の無償については、実施する考えはありません。しかし、町独自施策として第3子以降の副食費を徴収しない算定対象を、国基準の小学校就学前から18歳未満の子どもに拡大しております。無償化以前の利用料負担を上回る世帯はありません。

7. 障害者・児施策の拡充について【福祉課】

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

地域生活支援拠点については、尾張中部福祉圏域（清須市、北名古屋市、豊山町）で協議しながら、整備を進めています。また、障害福祉サービスについては、障害者総合支援法に基づき、実施します。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

関係法令に基づき、実施します。

③移動支援（地域生活支援事業）を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

関係法令に基づき、実施します。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

障害者総合支援法に基づき、実施します。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

障害者総合支援法に基づき、実施します。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

関係法令等に基づき、実施します。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

障害者総合支援法に基づき、実施します。

3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

障害者総合支援法に基づき、実施します。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

現在のところ、実施する考えはありません。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

現在のところ、実施する考えはありません。

8. 予防接種について【保険課保健センター】

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

これらの感染症については、助成制度を設ける予定はありません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

定期予防接種は自己負担額2,500円で実施しており、引き下げについては考えておりません。任意予防接種については、再開する予定はなく、2回目の接種も対象とする考えはありません。

9. 健診・検診について【保険課保健センター】

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

平成29年度より産婦健診1回を助成しております。2回目の助成については考えておりません。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

現在は妊婦教室において妊婦歯科健診を実施しています。産婦歯科健診を実施する予定はありません。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

特に考えておりません。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書【保険課・福祉課】

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点为国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

特に考えてはいません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書【保険課】

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

県の助成対象拡大につきましては、県町村会などを通じて要望していきたいと考えます。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

県独自の基準で国保保険給付費等交付金(特別交付金)を設けていることから特に考えていません。

以上